

2022年1月22日

公益社団法人北海道社会福祉士会
権利擁護センターぱあとなあ北海道
センター長 出町 勇人

社会福祉士がおこなう任意代理契約について（注意喚起）

標記、社会福祉士が行う任意代理契約(主に個人的な契約に基づく金銭管理)について、本会に対して疑義・確認が複数寄せられていることから、以下に本会の見解を明らかにし、広く注意喚起を行うものです。

本件については、以下のような問題が指摘され、「社会福祉士の倫理綱領」「社会福祉士の行動規範」に抵触する可能性があります。

私たちは、任意代理契約を交わす場合は、常に「倫理綱領」「行動規範」に従って、クライアントの権利擁護に努めること、クライアントの権利侵害を招く任意代理契約は厳然として行うべきではないことを表明するとともに、会員に向けて注意を喚起するものです。

1. 任意代理契約の問題点

- ・契約内容について、公正証書などによる担保がされない点。
- ・第三者の監視等、チェック機能のない中で、任意代理人独自の判断で身上監護や財産管理が行われ、事例が潜在化してしまうおそれがある点。
- ・契約内容によっては包括的な契約内容となるおそれがある点。

2. 想定される具体的問題について

- ・クライアントが法定後見申立て相当の判断力の低下がある中でも契約が交わされる。
- ・クライアントの判断能力に変化が生じた場合に、法定後見につなぐなど、適切な対応がとられない。
- ・「日常生活自立支援事業」など本来活用すべき制度が検討・活用されないまま、預貯金を取り扱われる。
- ・任意代理人の意のままに、不適切な利用料金や報酬設定での契約となる。
- ・身上監護が適切に行われず、濫用行為が生じる。
- ・横領の余地を生む。

3. 「社会福祉士の倫理綱領」「社会福祉士の行動規範」に抵触する可能性について

(詳細は別紙参照)

- ・クライアントに対する倫理責任に抵触する可能性があること
- ・専門職としての倫理責任に抵触する可能性があること

4. 任意代理契約・任意後見契約の締結前報告実施ガイドライン

任意代理契約を交わす必要が生じた場合やすでに交わされている任意代理契約にあつては、速やかにぱあとなあ北海道運営委員会が定めた「任意代理契約・任意後見契約の締結前報告実務ガイドライン」に基づいた対応をしてください。

以上

I クライアントに対する倫理責任	
倫理綱領	行動規範
1. 「自己の利益のために利用しない」こと	1-4 「自分の個人的動機や利益のために専門的援助関係を利用してはならない」こと
2. 「クライアントの利益を最優先に考える」こと	2-1 「専門職の立場を私的に利用してはならない」こと 2-2 「専門職としての支援の代償として、正規の報酬以外に物品や金銭を受けとってはならない」こと
5. 「クライアントの自己決定を尊重し、クライアントがその権利を十分に理解し、活用できるようにする」こと	5-2 「選択の幅を広げることができるよう情報提供し、社会資源を活用しなければならない」こと
7. 「意思決定が困難なクライアントに対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する」こと	7-3 「意思決定のためにクライアントの特性や状況に応じた最善の方法を用いなければならない」こと
11. 「クライアントの権利を擁護し、その権利の行使を促進する」こと	11-1 「クライアントの権利について十分認識し、敏感かつ積極的に対応しなければならない」こと 11-4 「クライアントが自身の権利を自覚し、適切に行使できるように支援しなければならない」こと
IV 専門職としての倫理責任	
倫理綱領	行動規範
3. 「その立場を利用した信用失墜行為を行わない」こと	3-1 「倫理綱領及び行動規範を逸脱する行為をしてはならない」こと 3-2 「倫理綱領及び行動規範を遵守し、社会的信用を高めるよう行動しなければならない」こと

社会福祉士の倫理綱領（日本社会福祉士会 2020年6月30日採択）より抜粋
社会福祉士の行動規範（日本社会福祉士会 2021年3月20日採択）より抜粋